

第 22 期第 16 回石狩後志海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和 5 年 7 月 31 日 (月) 13 時 30 分から 15 時 00 分まで
- 2 開催場所 余市町浜中町 238 番地
道総研中央水産試験場 3 階 大会議室
- 3 出席委員 濱野勝男 佐藤一義 池守力 丹野雅彦
小西正之 松尾英二 川内谷藤一 野崎泰生
池田幸雄 伊藤保夫 上山稔彦 太田誠
鎌田英暢 佐藤昌紀 中村貞夫
- 4 欠席委員
- 5 臨席者 石狩振興局産業振興部水産課 課長 相川英毅
後志総合振興局産業振興部水産課 課長 岩田直樹
後志総合振興局産業振興部水産課 主事 西田至
- 6 事務局 石狩後志海区漁業調整委員会 事務局長 林恒之
石狩後志海区漁業調整委員会 主事 佐藤和
- 7 議案事項 議案第 1 号 海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について
(答申)
議案第 2 号 石狩後志海区漁場計画 (第 15 次定置漁業権 (振興局最終案)) について
議案第 3 号 定置漁業権の相続について (答申)
議案第 4 号 令和 5 年度秋さけ定置漁業の漁獲調整 (格差是正措置) について
議案第 5 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について (答申)
議案第 6 号 石狩後志海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する石狩後志海区漁業調整委員会規程の制定について
議案第 7 号 北海道情報公開条例の施行に関する石狩後志海区漁業調整委員会規程の一部改正について
- 8 報告事項 (1) 令和 5 年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針について
(2) すけとうだら日本海北部系群に関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
(3) 石狩後志海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について
(4) 石狩後志海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改

正について

9 その他

【議事の概要】

林 事 務 局 長	ただいまから、第 22 期第 16 回石狩後志海区漁業調整委員会を開催いたします。開会にあたりまして、濱野会長よりご挨拶申し上げます。
濱 野 会 長	今期第 16 回委員会の開催のご案内をさしあげましたところ、皆様方には時節柄大変お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。また本日は石狩振興局の相川水産課長様、後志総合振興局の岩田水産課長様、また職員の皆様方には、公務でお忙しい中出席いただきありがとうございます。さて本日提案いたします案件は、協議事項 7 件、報告事項 4 件となっております。皆様方の慎重なご審議の上、決定していただきますよう、よろしくお願い申しあげまして、甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
林 事 務 局 長	続いて、本日ご臨席の来賓の方々をご紹介いたします。石狩振興局の相川水産課長です。後志総合振興局の岩田水産課長です。この後は、濱野会長に会議を進行していただきます。
濱 野 会 長	それでは、初めに出席委員報告をいたします。本日は、委員全員が出席しておりますので、委員会は成立しております。次に議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第 7 条の規定により私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員は、小西委員と野崎委員にお願いいたします。それでは、議事に入ります。議案第 1 号について、上程します。事務局より説明願います。
林 事 務 局 長	「議案第 1 号海面における共同漁業及び区画漁業の免許申請について(答申)」ご説明申し上げます。「資料 1」をご覧ください。資料 1 は、7 月 25 日付け、北海道知事からの諮問文です。漁業法第 69 条第 1 項の規定により海面共同、区画漁業に係る免許申請があったことから、同法第 70 条の規定により当委員会に諮問があったものです。諮問文の別添として免許申請一覧表が添付されております。今回ご審議いただくのは、令和 5 年 5 月 31 日付け北海道告示第 10852 号で告示された、石狩後志海区漁場計画に係る海面共同、区画漁業の免許申請についてです。告示された共同漁業権 53 件、区画漁業権の団体漁業権 17 件の漁場に対し、各 1 件、計 70 件の免許申請がありました。道の書類審査では、いずれの申請も、申請の内容に不備がなく、申請期間内に到達しており、適切に申請されています。なお、申請書類等から、いずれの申請も漁業法第 71 条第 1 項各号の免許をしない場合には該当しないと考えられております。次に、資料 2 をご覧ください。諮問を受けた当委員会での審議に係る関係法令を説明します。漁業法第 70 条の規定により、知事は同法第 69 条第 1 項の規定に基づく漁業の免許申請があった時は、海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっています。同法第 71 条第

1項第1号から第4号には、知事が免許をしない場合が規定されており、諮問のあった案件についてこれに該当する旨の意見を知事に述べようとする時は、同条第5項の規定により、申請者に対して公開による意見の聴取を行ったうえでこの旨の意見を述べることとなります。第71条第1項第1号は、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合と規定されています。第72条第1項第1号から第4号には、漁業権者が自ら漁業を営む区画漁業権の「個別漁業権」に関する適格性が規定されており、第1号は、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること、第2号は、暴力団員等であること、第3号は、法人であって役員又は漁業法施行令で定める使用人のうちに第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるものであること、第4号は、暴力団員等が事業活動を支配する者であることのいずれにも該当しない者とされています。漁業法第72条第2項には、漁業協同組合が管理する共同漁業権及び区画漁業権の「団体漁業権」に関する適格性が規定されており、第1号は、区画漁業権の類似漁業権の場合の適格性として、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が、当該現存する区画漁業権とおおむね等しいと認められる場合であって、その組合員のうち、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であることとされています。第2号は、共同漁業権及び区画漁業権の新規漁業権の場合の適格性として、その組合員のうち、関係地区内に住所を有し一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し一年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の三分の二以上であるものとされています。免許をしない場合の第71条に戻りまして、第71条第1項第2号は、知事が公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合、同第3号は、同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、同第4号は、免許を受けようとする漁場の水面が他人の占有に係る場合で、占有者の同意がない場合と、規定されています。海区委員会では、申請者が漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否か、また、漁業法第72条の「適格性を有しない者」に該当するか否か、ご審議いただくこととなります。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

濱野会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

無ければ、今回申請のありました共同漁業権及び区画漁業権の適格性について、審議いたしますが、共同漁業権については、管内8漁協から53件、区画漁業権については、管内5漁協から17件の申請があり、同じ組合が複数の漁場について申請しておりますので、これらにつきましては連続して審議して参りますのでご了承願います。審議にあたり第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条の「免許の適格性を有しない者」について、申請

者が「該当する」又は「該当しない」と発言願います。それでは、後海共第1号、島牧漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

委員一同 (該当しないの声)

濱野会長 次に、後海共第12号、島牧漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

委員一同 (該当しないの声)

濱野会長 次に、後海共第13号、島牧漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

委員一同 (該当しないの声)

濱野会長 次に、後海共第2号、寿都町漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

委員一同 (該当しないの声)

濱野会長 次に、後海共第14号、寿都町漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

委員一同 (該当しないの声)

濱野会長 次に、後海共第15号、寿都町漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

委員一同 (該当しないの声)

濱野会長 次に、後海共第3号、岩内郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

委員一同 (該当しないの声)

濱野会長 次に、後海共第16号、岩内郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

委員一同 (該当しないの声)

濱野会長 次に、後海共第17号、岩内郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

委員一同 (該当しないの声)

濱野会長 次に、後海共第4号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

委員一同 (該当しないの声)

濱野会長	次に、後海共第5号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第6号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第18号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第19号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第20号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第21号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第22号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第23号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第7号、東しゃこたん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第8号、東しゃこたん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)

濱野会長	次に、後海共第9号、東しゃこたん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第24号、東しゃこたん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第25号、東しゃこたん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第26号、東しゃこたん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第27号、東しゃこたん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第28号、東しゃこたん牧漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第29号、東しゃこたん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第10号、余市郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第30号、余市郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第31号、余市郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)

濱野会長	次に、後海共第 11 号、小樽市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第 32 号、小樽市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第 33 号、小樽市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第 34 号、小樽市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第 35 号、島牧漁業協同組合及び寿都町漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第 36 号、島牧漁業協同組合及び寿都町漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第 37 号、岩内郡漁業協同組合及び古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、後海共第 38 号、岩内郡漁業協同組合及び古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海共第 1 号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海共第 2 号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)

濱野会長	次に、石海共第3号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海共第4号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海共第5号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海共第6号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海共第7号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海共第8号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海共第9号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海共第10号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海共第11号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海共第12号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)

濱野会長	次に、石海共第13号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石後海共第1号、石狩湾漁業協同組合、小樽市漁業協同組合、余市郡漁業協同組合、東しゃこたん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石後海共第2号、石狩湾漁業協同組合、小樽市漁業協同組合、余市郡漁業協同組合、東しゃこたん漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、寿海区第1号、寿都町漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、寿海区第2号、寿都町漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、寿海区第3号、寿都町漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、寿海区第4号、寿都町漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、岩海区第1号、岩内郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、泊海区第1号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、泊海区第2号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、泊海区第3号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、神海区第1号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、神海区第2号、古宇郡漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、小樽海区第1号、小樽市漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海区第1号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海区第2号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海区第3号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海区第4号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海区第5号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。
委員一同	(該当しないの声)
濱野会長	次に、石海区第6号、石狩湾漁業協同組合からの申請については、該当しますか。

委員一同 (該当しないの声)

濱野会長 以上で、第8次共同漁業権及び第15次区画漁業権免許申請者の適格性についての審議を終えましたが、議案第1号については、いずれも適格性有りとして決定してよろしいですか。

委員一同 (異議なしの声)

濱野会長 異議が無いようですので、議案第1号は適格性有りとして決定し、知事に答申します。次に、議案第2号を上程します。事務局より説明願います。

林事務局長 「議案第2号石狩後志海区漁場計画(第15次定置漁業権(振興局最終案))について」ご説明申し上げます。「資料3」をご覧ください。第15次定置漁業権漁場計画素案につきましては、6月8日開催の委員会で決定していただき、その後、石狩・後志両振興局より水産林務部長へ提出されました。その後、水産林務部長からお手元の資料4のとおり、全ての漁業権に対し、特段支障が無いとの回答を受けております。12ページをご覧ください。操業期間について、ご説明します。第15次の制限又は条件については現行第14次の内容を踏襲することとなっておりますが、素案の回答にもあるとおり、「2階網の大謀網及び期間免定の小定置について、14次と同様に、道案が示す沖陸を分離した操業期間としない場合、現行の自主規制措置を求める。」とされていることから、第15次につきましても自主規制措置を行うことにつきまして御審議をお願い致します。なお、檜山海区との協議でございますが、今次の切替においては沖出しや移設等の漁獲圧の増に伴う変更事項がないことから、新たな協議は必要ないとのことで行っておりませんが、自主規制措置を継続する大謀、期間免定の小定置に係る格差是正措置でございますが、従前と同様に海区、振興局職員の確認の結果報告をすることとしております。次に、資料5をご覧ください。定置漁業権漁場計画(振興局最終案)の後志総合振興局分、石狩振興局分を添付しております。まず、素案協議の際に、ご協議いただいた余市郡漁協の大棒網の漁業時期の1ヶ月延長要望については、前回の小委員会において、期限内に終わらせることとし、延長要望は認められないとの結論に至っておりますので、最終案については、現行通りの12/31までとなっております。それ以外の内容については、素案からの変更点はありません。それでは、最終案について、ご説明します。1免許予定日は令和6年2月1日、2申請期間は、知事が定めることとなります、3存続期間は、免許の日から令和10年12月31日まで、4免許の内容たるべき事項、関係地区及び条件につきましては、表に記載のとおりとなっておりますので、後ほどお目通し願います。次に、関係機関との協議です。資料6をご覧ください。水産林務部へ振興局最終案を提出する際には、関係機関との協議結果を添付することとされています。関係機関については、航路管理の関係から小樽海上保安部、港湾管理の観点から各港湾管理者、漁港管理の観点から漁港管理者である北海道知事へそれぞれ協議を行い、同意を得てい

	<p>るところです。次に、最終ページに添付しております参考資料をご覧ください。素案協議の際に、道から課題を出されておりました漁場につきまして、課題に対する漁協への確認結果や振興局としての対応状況について、取りまとめた資料となっておりますので、後ほどお目通し願います。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。</p>
濱野会長	<p>ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。</p>
委員一同	<p>(なしの声)</p>
濱野会長	<p>無ければ、議案第2号について、内容適当と認めてよろしいですか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
濱野会長	<p>異議が無いようですので、そのように決定します。定置漁業権の振興局最終案が決定されました。これをもとに北海道知事が漁場計画原案を策定し、利害関係人の意見聴取が開始されます。利害関係人の意見聴取後、北海道知事が漁場計画案を策定、当委員会へ諮問され、公聴会を開催することとなります。公聴会について、事務局より説明願います。</p>
林事務局長	<p>「資料7」公聴会日程表(案)をご覧ください。公聴会の日程につきましては、10月16の週の開催を予定しており、詳細日程につきましては、今後、出席委員さんと関係漁協の都合により、9月中に決定していきたいと思えます。出席委員につきましては、基本的に議長は、小委員会の委員とし、地元委員と2人体制で願いたします。古宇郡漁協は池守副会長と池田委員。東しゃこたん漁協は佐藤小委員長と松尾委員。余市郡漁協は佐藤小委員長と川内谷委員。小樽市漁協は丹野副会長と中村委員。石狩湾漁協は丹野副会長と上山委員。岩内郡漁協は小西委員と太田委員。寿都町漁協及び島牧漁協は小西委員と濱野会長で願したいと思えます。説明は以上となります。</p>
濱野会長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、公聴会の開催につきましては、公聴会規定によりまして、あらかじめ委員会の決議をいただくこととなっております。この場で、公聴会の開催について御決議いただき、日程、場所、出席委員につきまして、私に御一任を願したいと思えますが、よろしいですか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
濱野会長	<p>異議がないようですので、そのように取り進めさせていただきます。担当される委員の皆様方におきましては、よろしく願いたします。次に、今後のスケジュールについて、事務局より説明願います。</p>
林事務局長	<p>「資料8」今後のスケジュールをご覧ください。振興局最終案を本庁に提出すると、漁場計画原案が策定され、利害関係者の意見聴取が開始されます。利害関係者の意見聴取が1ヶ月実施された後、10月上旬には漁場計画案の</p>

濱野会長	<p>諮問がある予定です。それを受けて公聴会を先ほどの10月中旬に実施し、10月下旬に海区委員会を開催、漁場計画案を答申し、知事が漁場計画を樹立し告示となります。その後、11月中旬から12月中旬が免許申請期間となり、1月上旬には適格性の諮問がありますので、1月上旬に適格性の答申を行い、1月下旬には2月1日付け免許・告示となる予定です。説明は以上となります。</p>
林事務局長	<p>このスケジュールに基づき、皆様方にご協力いただきたいと思います。よろしく申し上げます。次に、議案第3号を上程します。事務局より説明願います。</p> <p>「議案第3号定置漁業権の相続について（答申）」ご説明申し上げます。「資料9」をご覧ください。本件は、小樽市漁協所属の木村勝義さんの死亡に伴う定置漁業権の相続に係る相続人西川良子さんの適格性の審査であります。小樽小さけ定第7号は、木村勝義さんが個人取得しておりましたが、本人の死亡に伴い、今回、長女の西川良子さんに相続するため、7月19日付けで知事から諮問がありました。取得届書、相続同意書、家族相関図等関係書面のとおり、西川良子さんが相続することで、関係者の了承は整っております。参考までに、最終ページに定置漁業権免許状を添付しております。「資料10」をご覧ください。適格性に係る審査項目は、漁業法第72条第1項となります。判定につきましては、個別漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者であります。具体的には、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。暴力団員等であること。法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。以上、4項目になります。第1号の漁業又は労働に関する法令については、2ページ目をご覧ください。また、本件は該当しませんが、第3号の政令で定める使用人は、3ページ目に添付しております漁業法施行令によると、「免許申請した者の使用人であって、操船若しくは漁ろうを指揮監督するもの又は養殖を管理するものとする。」とあります。これら適格性に関する欠格条項に抵触しない旨、資料11のとおり申請人から誓約書が提出されています。更に、地元、小樽市漁業協同組合代表理事組合長から意見書も頂いております。これら総合的に勘案して適格性を有する者として判断したいと思いますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
濱野会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、小樽小さけ定第7号の漁業権について、西川良子さんの適格性の有無について、審議をしてみますが、地元委員でございます中村委員がよく知っていると思いますので、審議の前に中村委員の意見を聞きたいと思います。</p>
中村委員	<p>私の地元でもありますので、発言させていただきます。西川良子さんはこの度</p>

濱野会長	亡くなりました木村勝義さんの長女であり父親とともに定置漁業権に携わっており、地域の方からも信頼が厚く誠実な人柄でございます。つきましては、今回の相続による定置漁業権の取得について適格性があると思いますので、よろしくお願ひします。
委員一同	ただいま、中村委員の方から西川さんの適格性についての意見があったところでございますが、適格性有りということで進めてよろしいですか。
濱野会長	(異議なしの声) 異議が無いようですので、申請者は第71条第1項及び第72条に該当せず、適格性ありと決定し、知事に答申します。次に議案第4号を上程します。事務局より説明願ひます。
林事務局長	「議案第4号令和5年度秋さけ定置漁業の漁獲調整(格差是正措置)について」ご説明申し上げます。「資料12」をご覧ください。これは、第13次定置漁業権の切替時に、漁獲均衡を図るための格差是正措置を免許の操業始期に取り込むことができなかつた定置漁業は、隣接海区间協議に基づき、従前の取扱に準じて、自主的な漁獲調整(格差是正措置)の取り組みを、第14次定置漁業権でも継続実施するものです。対象の漁場は、小さけ定置2階網が23ヶ統、大謀定置2階網が3ヶ統の合計26ヶ統で、実施期間は令和5年9月3日から5日までの3日間です。実施方法は、先に関係漁協に照会し、まとめたものです。実施状況は、振興局及び海区委員会職員が陸上又は洋上において確認し、結果は、檜山及び渡島海区漁業調整委員会へ報告いたします。次に関連がありますので、参考資料をご覧ください。これは、6月26日に北海道連合海区漁業調整委員会が開催され、道総研さけます内水面試験場から提出があつた資料です。今年の秋さけの資源状況を説明したもので、1ページ目には、昨年の本道への来遊の特徴が記載されています。来遊数は3,347万尾で、前年比で180%と大幅に増加し、7年ぶりに3,000万尾を超えました。予測に対する実績の値は163%と、予測を大きく上回る値となり、全ての海区で前年を上回る結果となりました。2ページ目は、各海区への来遊状況についてですが、全ての海区で前年を上回りましたが、根室、えりも以東、えりも以西海区においては、依然、低水準の来遊にとどまっています。日本海海区では、前年の約1.5倍となる600万尾の来遊となりました。年齢別では、4年魚の来遊数が前年を大きく上回りましたが、逆に5年魚は前年を大きく下回りました。3ページ目は今年の来遊予測ですが、令和3年以降は成熟年齢の若齢化が進んでいることを考慮した分析を行い、予測精度の向上を図っているところです。この手法で今年の来遊数の予測を行った結果、オホーツク、根室、えりも以東海区において、来遊数が前年を上回る予測、えりも以西、日本海海区は、前年を下回る予測となっており、日本海海区では対前年比89.3%の542万尾の来遊予測となっています。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

濱野会長	ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、今年のさけ定置漁業の格差是正措置については、各漁業者が選択した手法により実施することで、よろしいですか。
委員一同	(異議なしの声)
濱野会長	異議が無いようですので、そのように決定します。次に議案第5号を上程します。事務局より説明願います。
林事務局長	「議案第5号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)」ご説明申し上げます。「資料13」をご覧ください。「資料13」は北海道知事からの諮問文となります。諮問の主旨や内容についてですが、改正漁業法が、令和2年12月1日に施行され、それ以降に更新となる知事許可漁業は、「制限措置の内容」、「申請期間」、「許可の基準」を定める必要があるため、当委員会に諮問があったものです。漁業許可の更新の際、新規の許可として制限措置などを公示し、申請者を募集する流れとなりますが、申請期間を原則1ヶ月以上設ける必要があると、北海道漁業調整規則で定めています。また、許可事務の処理期間として約1ヶ月を考慮すると、更新の日の約2ヶ月前までに、公示しなければならぬため、これらに該当し、更新となる漁業許可について諮問があり、今回審議するものです。3ページ目、「資料14」をご覧ください。対象となる漁業種類の一覧となりますが、本庁処分2種類となります。4ページからは公示案となります。制限措置の設定の基本的な考え方は、対象資源の状態や漁業調整資源利用の観点から、原則、現行の操業区域、漁業時期、操業区域ごとで許可されている船舶の数をもって制限措置とする考えになります。このため、特に(2)操業区域、(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数にあつては、更新前の許可区域、許可隻数をもって制限措置としています。申請すべき期間については、公示日から1ヶ月を下らないよう設定しており、備考には、大臣許可で行う公示方法を参考に、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可等に際して付す予定の、従前の「許可の制限条件」に相当する「許可等の条件」を記載した公示内容としています。なお、操業区域や船舶の総トン数、漁業を営む者の資格、許可等の条件などの内容は、「制限措置等の取扱い」において詳細を定めることとなり、原則、現状の許可実態を踏まえた内容で整理しており、現在、許可を受けている者は、従前どおりの操業が行えるよう定めております。参考資料として11ページ目以降に「制限措置等の取扱い」を添付しているので、お目通し願います。10ページ目、「資料15」をご覧ください。「許可等の基準」ですが、これは、新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経ても、なお、公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して、許可する者をどのように決めていくのかの基準となるもので、この基準も公平でなければならないとされ

ています。この基準を定める際には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと漁業法並びに調整規則で規定されています。基準は漁業ごとで設定できますが、現在のところ全ての漁業で共通した内容としております。次に内容についてですが、第1～5位に区分され、申請区分として操業実績者と新規者に区分され、まず、操業実績者が優先されます。第1位は操業実績があり誠実に営んだ実績がある者で、第2位は操業実績を有するが、過去に漁業等に関する法令違反がある者になります。第3位は許可を有するが操業実績がない者で、第4位は第3位の者で過去に漁業等に関する法令違反がある者になります。第5位は現に有効な当該漁業の許可等を有しない者。すなわち本当の意味での新規者となります。ここでは、申請者の漁業経験、住所要件を勘案した配点方式により許可者を決定しますが、合計点数が同じであればくじ引きにより決定することとなります。道は、許可受有者の安定的・継続的な経営が最も重要と考えており、第一に許可受有者を優先的に許可し、それでも公示枠を超える状況にあれば、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可していく考えです。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

濱野会長

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同

(なしの声)

濱野会長

無ければ、議案第5号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同

(異議なしの声)

濱野会長

異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。次に議案第6号と報告事項第3号は関連があるので一括で上程します。事務局より説明願います。

林事務局長

「議案第6号石狩後志海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する石狩後志海区漁業調整委員会規程の制定について」「報告事項第3号石狩後志海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について」ご説明申し上げます。議案第6号「石狩後志海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」の廃止についてを資料16により、「個人情報の保護に関する法律の施行に関する石狩後志海区漁業調整委員会規程」の制定についてを資料17により関連して報告事項第3号の「石狩後志海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱」の一部改正についてを資料18により、それぞれ、ご説明いたします。初めに、当委員会が定める関係規程については、全て国や北海道の関係法令や規則等を準用することになっております。今回は、北海道の個人情報保護に関する条例が廃止になることから、この条例を基に制定している当海区の規程も廃止することとし、今後は、国の個人情報の保護に關す

る法律に基づき新たに制定するものであります。資料16が廃止に係る告示文書で本委員会です承された後、決裁を経て施行されます。資料17が新たに国の個人情報の保護に関する法律に基づき制定される規程になりますが、これも当委員会です承された後、決裁を経て施行されます。資料18の報告事項第3号石狩後志海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正については、国の個人情報の保護に関する法律に基づき新たに制定された規程に併せて、要綱の記載の内容が改正されるものでありまして、アンダーラインにより改正された箇所が一目で判る様、新旧対照表にして添付してございますので、後ほど、お目通し願います。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

濱野会長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同 (なしの声)

濱野会長 無ければ、議案第6号及び報告事項第3号について、内容適当と認めてよろしいですか。

委員一同 (異議なしの声)

濱野会長 異議が無いようですので、そのように決定します。次に議案第7号と報告事項第4号は関連があるので一括で上程します。事務局より説明願います。

林事務局長 「議案第7号北海道情報公開条例の施行に関する石狩後志海区漁業調整委員会規程の一部改正について」「報告事項4号石狩後志海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について」ご説明申し上げます。議案第7号「北海道情報公開条例の施行に関する石狩後志海区漁業調整委員会規程の一部改正について」を資料19により、関連して報告事項第4号の「石狩後志海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について」を資料20により、それぞれ、ご説明いたします。この度、北海道情報公開条例とともに道の関係規則が改正されたことから、当委員会の規程も改正し、併せて、この規程に基づき定めている事務取扱要綱も改正するというものであります。具体的には、資料19の新旧対照表の中段にありますとおり、北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告という事項が新設された事などが追加され、報告事項の資料20の事務取扱要綱は、取扱に配慮すべき個人情報の明確化を図るため、関係条項の追加や修正による一部改正を行うものであります。また、資料については修正箇所が一目で判る様、アンダーラインを引いてる新旧対照表にして添付してございますので、後ほど、お目通し願いたいと思います。説明は以上となりますので、ご審議方よろしくお願いたします。

濱野会長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。

委員一同 (なしの声)

濱野会長	無ければ、議案第7号及び報告事項第4号について、内容適当と認めてよろしいですか。
委員一同	(異議なしの声)
濱野会長	異議が無いようですので、そのように決定します。次に報告事項第1号について、事務局より説明願います。
林事務局長	「報告事項第1号令和5年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針について」ご説明申し上げます。こちらは資料21になります。令和5年度秋さけの親魚確保及び適正利用を図るための実施方針が6月26日開催の北海道連合海区漁業調整委員会で決定されました。内容の変更はなく、年度及び委員会の承認の日付の変更となっておりますので、内容につきましては後程、お目通し願います。報告は以上です。
濱野会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	異議が無いようですので、次に、報告事項第2号について、事務局より説明願います。
林事務局長	「報告事項第2号すけとうだら日本海北部系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」ご説明申し上げます。「資料22」をご覧ください。すけとうだら日本海北部系群の数量管理においては、海域別の配分を速やかに行うため、TAC数量管理委員会を経て行われる知事管理漁獲可能量の変更は、海区漁業調整委員会への報告するものとされております。今回は、6月28日付けの前期未利用分の繰越しによる変更、それに伴う知事管理区分の配分数量の変更に係る報告です。6月28日付けの変更により、北海道の知事管理漁獲可能量は、7,234トンで北海道すけとうだら日本海漁業へ5,894トン、北海道すけとうだら日本海その他漁業へ現行水準、配分されています。報告は以上です。
濱野会長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問ございますか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、これで、本日の議案はすべて終了しましたが、委員から何かありますか。
委員一同	(なしの声)
濱野会長	無ければ、これで委員会を閉じさせていただきます。本日は、ありがとうございました。
林事務局長	以上で、第16回の委員会を終了いたします。